

「地域から孤立をなくそう」

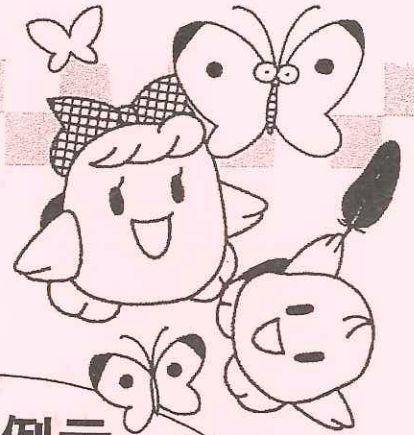
～みんなが社会の一員として包み支えあうしくみづくり～



赤い羽根共同募金は
“ソーシャルインクルージョン”
を進める活動を支援します

配分申請受付のご案内

「地域から孤立をなくそう～みんなが社会の一員として包み支えあうしくみづくり～」が共同募金の全国共通助成テーマとして掲げられています。また、生活困窮者自立支援制度や生活支援体制整備事業の動きなどにより、顕在化していない対象者の把握や支援サービスの先駆的開発など、インフォーマル分野の充実が急務となっています。誰もが安心して暮らせるインクルーシブな地域を構築するために、赤い羽根共同募金は、特別配分を実施します。



事業年度・申請者

◆事業実施年度 2019年度

◆申請者

- ・社会福祉法人(社協を含む)、更生保護法人、特定非営利活動法人、公益(一般)社団(財団)法人、任意団体
- ・市民活動支援センター等の中間支援組織

配分対象事業・例示

地域で孤立するおそれのある人(※)を社会の一員として包み支えあうしくみづくり(ソーシャルインクルージョン)など、今日的な福祉課題に対して様々な角度からアプローチするための次の事業(複数事業の組み合わせ可能)

- ① 多職種・多分野連携、地域連携等によるネットワーク構築
- ② ニーズ調査、事例研究、新規事業の提案・開発
- ③ ソーシャルインクルージョン等を目的とした先駆的活動及び啓発事業
- ④ ①～③の担い手育成、活動団体の組織基盤強化支援事業

※：地域で孤立するおそれのある人の例
ひとり親家庭、障害のある人、薬物依存症の人、DV被害者、不登校、ニート、ひきこもり、ホームレス、経済的困窮者、独居高齢者、介護者、被災避難者、地域に暮らす外国人など

審査方法

- ◆申請額が20万円以下の場合書類審査
- ◆申請額が20万円を超える場合は面接or現地調査

申請方法

- ◆配分限度額
事業費の50%以上90%以下(上限50万円)
- ◆申請方法
所定の様式により申請書を作成し、県共同募金会に提出(郵送可)
- ◆申請締切
平成30年9月14日(金) 必着

お気軽に
お問い合わせ
ください

[お問い合わせ・申請書提出先]

社会福祉法人群馬県共同募金会

〒371-0843 前橋市新前橋町13-12
TEL 027-255-6596
FAX 027-255-6214

要領・申請書様式掲載サイト>> <http://www.akaihane-gunma.or.jp>

このほか、300万円の助成プログラムがあります。くわしくはお問い合わせ下さい。

